

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 2 0 号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

亀山市職員給与条例（平成 1 7 年亀山市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （２） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（扶養親族の認定） 第 2 0 条 次に掲げる者は、扶養親族とすることはできない。 （１） 〔略〕 （２） 勤労所得、資産所得、事業所得その他の所得の合計額が年額 1 3 0 万円以上、<u>（満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者にあつては、年額 1 5 0 万円以上）</u>である者 （３） 〔略〕	（扶養親族の認定） 第 2 0 条 次に掲げる者は、扶養親族とすることはできない。 （１） 〔略〕 （２） 勤労所得、資産所得、事業所得その他の所得の合計額が年額 1 3 0 万円<u>程度</u>以上である者 （３） 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀山市職員給与条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。